

介護保険事業計画策定へ向けて

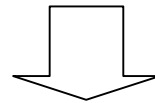
平成26年7月29日（火）

健康福祉部 介護保険課・長寿支援課

I. 制度創設の背景と制度概要、及び現在までの経緯

1. 介護保険制度創設の背景

- 高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズはますます増大。
- 一方、核家族化の進行、介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化。

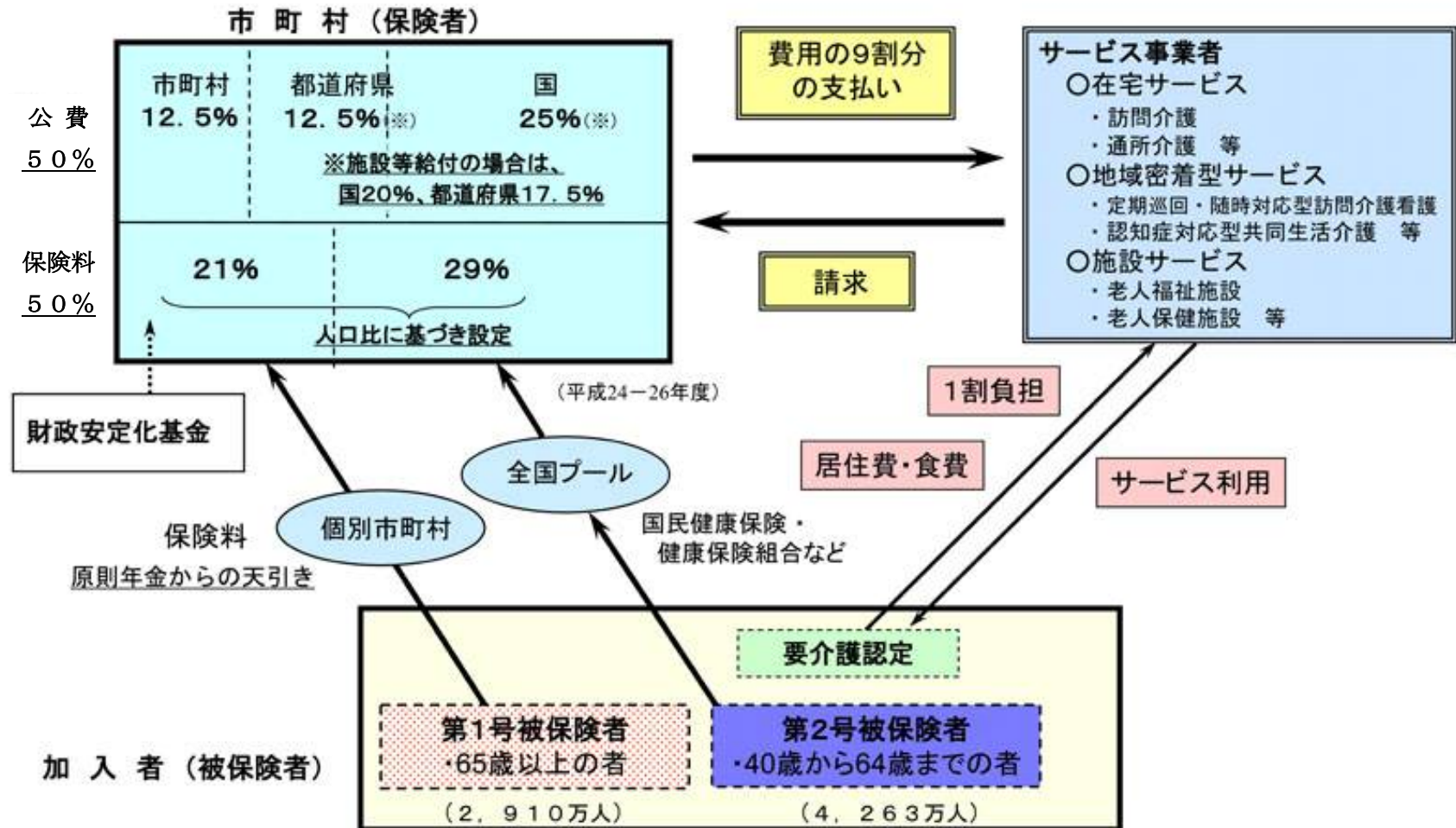


高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み（介護保険）を創設（平成12年施行）

- 自立支援・・・単に介護を要する高齢者の身の回りの世話をするということを超えて、高齢者の自立を支援することを理念とする。
- 利用者本位・・・利用者の選択により、多様な主体から保健医療サービス、福祉サービスを総合的に受けられる制度
- 社会保険方式・・・給付と負担の関係が明確な社会保険方式を採用

2. 介護保険制度の仕組み

介護保険制度の仕組み



(注) 第1号被保険者の数は、「平成22年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成22年度末現在の数(福島県の5町1村を除く。)である。
 第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成22年度内の月平均値である。

被保険者（加入者）について

- 介護保険制度の被保険者は①65歳以上の者（第1号被保険者）、②40～64歳の医療保険加入者（第2号被保険者）となっている。
- 介護保険サービスは、65歳以上の者は原因を問わず要支援・要介護状態となったときに、40～64歳の者は末期がんや関節リウマチ等の老化による病気が原因で要支援・要介護状態になった場合に、受けることができる。

		第1号被保険者	第2号被保険者
対象者		65歳以上の者	40歳から64歳までの医療保険加入者
人数	国	2,978万人	4,299万人
	県	118.3万人	169.9万人
	市	69,575人	101,393人
受給要件		<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ・ 要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態) 	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（特定疾病）による場合に限定
保険料負担		市町村が徴収 (原則、年金から天引き)	医療保険者が医療保険の保険料と一括徴収

(注) 65歳以上の者（第1号被保険者）の人数、及び国の第2号被保険者の人数は「平成23年度介護保険事業状況報告年報（平成23年度末現在）」による。

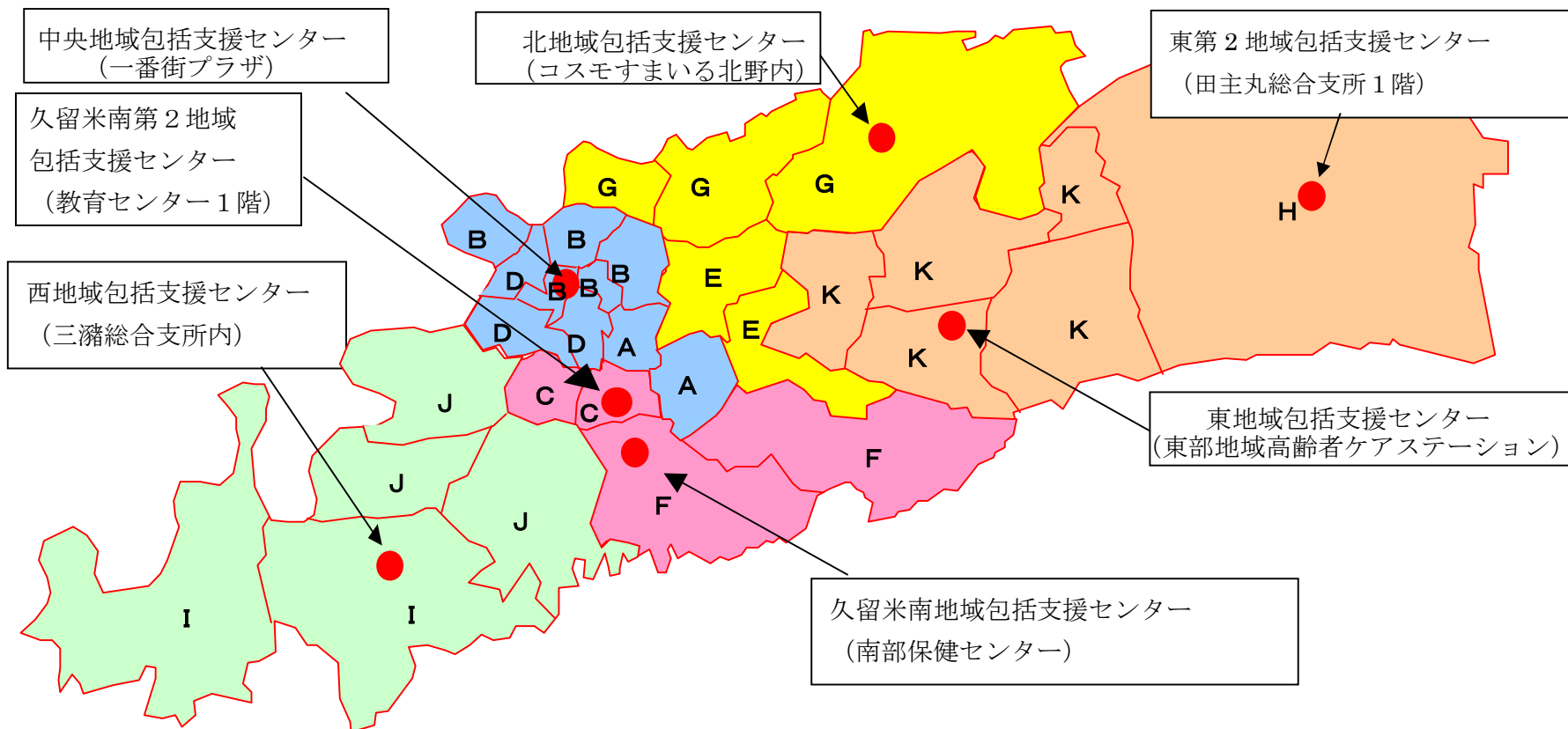
県及び市の第2号被保険者（40歳以上64歳未満の人口）の人数は、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（平成24年3月31日現在・総務省自治行政局）による。

3. 介護保険制度創設からこれまでの経緯

(1) 今までの主な制度改正内容

計画	年	月	制度改正等	久留米市の状況
第1期 (12～15年度)	平成12年	4月	介護保険法施行	
	平成15年	3月		○第2期介護保険事業計画策定
第2期 (15～17年度)	平成15年	4月	介護報酬改定 (▲2.3%)	
	平成17年	6月	改正介護保険法成立 * 地域包括支援センターの創設 * 地域密着型サービスの創設 * 新予防給付の創設 ⇒要介護1を要支援2と要介護1へ * 施設給付の見直し 等	
		10月	17年改正介護保険法の一部施行	
	平成18年	3月		○第3期介護保険事業計画策定
第3期 (18～20年度)	平成18年	4月	介護報酬改定 (▲2.4%…17年10月改定分含む) 17年改正介護保険法の全面施行	○11の日常生活圏域を設定 ○5箇所地域包括支援センターを設置 ○地域密着型サービスの整備推進
	平成20年	5月	改正介護保険法成立 * サービス事業者の本部への立入調査権創設 * 指定・更新の欠格事項見直し 等	
	平成21年	3月		○第4期介護保険事業計画策定
第4期 (21～23年度)	平成21年	4月	介護報酬改定 (+3.0%)	
		5月	20年改正介護保険法の施行	
	平成23年	6月	改正介護保険法成立	
	平成24年	3月		○第5期介護保険事業計画策定
第5期 (24～26年度)	平成24年	4月	介護報酬改定 (+1.2%)	○事業所に対する指定・指導監査権限(権限委譲)
	平成26年	6月	改正介護保険法成立	
	平成27年	3月		○第6期介護保険事業計画策定(予定)

【参考】久留米市の日常生活圏域と地域包括支援センター管理圏域・包括支援センターの配置状況



日常生活圏域

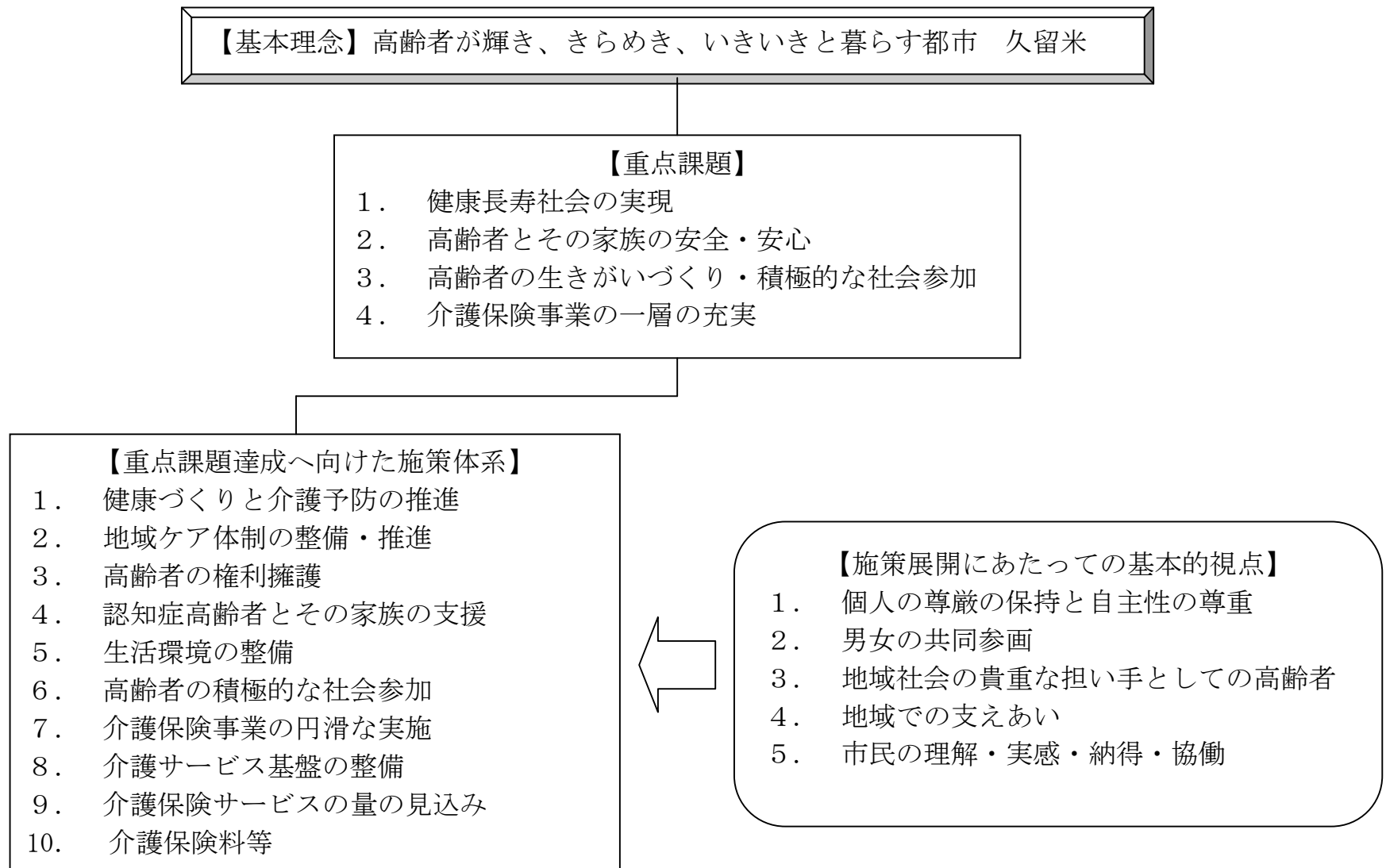
圏域	小学校区								
A	西国分	東国分							
B	荘島	日吉	篠山	南薫	長門石				
C	南	津福							
D	京町	鳥飼	金丸						
E	御井	合川							
F	上津	高良内	青峰						
G	小森野	宮ノ陣	北野	弓削	大城	金島			
H	船越	水分	柴刈	川会	竹野	水縄	田主丸		
I	城島	下田	青木	江上	浮島	犬塚	三瀧	西牟田	
J	荒木	安武	大善寺						
K	山川	山本	草野	善導寺	大橋				

包括管理圏域

地域包括支援センター	日常生活圏域
久留米中央	A
	B
	D
久留米東	K
久留米東第2	H
久留米西	I
	J
久留米南	F
久留米南第2	C
久留米北	E
	G

(2) 第5期計画の概要

①全体の体系



※介護保険事業計画は、高齢者福祉計画と一体のものとして作成する事とされている。

②第5期計画における施設整備方針と保険料設定

1. 第5期における施設整備方針

- 地域密着型の個室ユニット型小規模特別養護老人ホーム 145 床を整備することとした。
- 介護老人保健施設 80 床を整備することとした。

2. 第5期における第1号被保険者（65歳以上）にかかる介護保険料の設定

- 高齢者の負担能力により沿ったものとするため、保険料段階区分の多段階化を行った。（1 1 段階 1 3 区分）
- 保険料区分の最高段階は、第 1 1 段階で基準額の 2. 0 倍とした。

※ 地域密着型特別養護老人ホーム…定員 29 人以下で、利用できるのは原則、所在市町村の被保険者のみ。

【参考】国及び久留米市の第5期の保険料段階区分

	第5期計画期間（政令で定める基準）			第5期計画期間（久留米市）			保険料			
	対象者		負担割合	対象者		負担割合	年額	月額		
所得段階区分	第1段階	市民税世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	×0.5	第1段階	市民税世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	×0.5	32,688円	2,724円
	第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.5	第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.5	32,688円	2,724円
	第3段階		市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	×0.75	第3段階の特例割合		市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	×0.65	42,495円	3,542円
		第3段階			市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	×0.75		49,032円	4,086円	
	第4段階	市民税本人非課税の人	基準額	第4段階の特例割合	市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.88	57,531円	4,795円		
				第4段階		市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額	65,376円	5,448円	
	第5段階	市民税世帯課税	市民税本人課税で、合計所得金額190万円未満の人	×1.25	第5段階	市民税本人課税で、合計所得金額125万円未満の人	×1.13	73,875円	6,157円	
	第6段階		市民税本人課税で、合計所得金額190万円以上の人	×1.5	第6段階	市民税本人課税の方で合計所得金額125万円以上200万円未満の人	×1.25	81,720円	6,810円	
					第7段階	市民税本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満の人	×1.5	98,064円	8,172円	
					第8段階	市民税本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満の人	×1.6	104,602円	8,717円	
					第9段階	市民税本人課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満の人	×1.7	111,140円	9,262円	
第10段階	市民税本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満の人	×1.85	120,946円	10,079円						
第11段階	市民税本人課税で、合計所得金額600万円以上の人	×2.0	130,752円	10,896円						

Ⅱ. 第6期計画(平成27年度～29年度)策定への取組み

1. 平成26年介護保険法改正(平成27年4月1日施行予定)の概要

1. 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化(地域介護施設整備促進法等関係)

- ①都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業(病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等)のため、消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置
- ②医療と介護の連携を強化するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定

2. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保(医療法関係)

- ①医療機関が都道府県知事に病床の医療機能(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)等を報告し、都道府県は、それをもとに地域医療構想(ビジョン)(地域の医療提供体制の将来のあるべき姿)を医療計画において策定
- ②医師確保支援を行う地域医療支援センターの機能を法律に位置付け

3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化(介護保険法関係)

- ①在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を地域支援事業に移行し、多様化※地域支援事業：介護保険財源で市町村が取り組む事業
- ②特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化
- ③低所得者の保険料軽減を拡充
- ④一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引上げ(ただし、月額上限あり)
- ⑤低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

4. その他

- ①診療の補助のうちの特定行為を明確化し、それを手順書により行う看護師の研修制度を新設
- ②医療事故に係る調査の仕組みを位置づけ
- ③医療法人社団と医療法人財団の合併、持分なし医療法人への移行促進策を措置
- ④介護人材確保対策の検討(介護福祉士の資格取得方法見直しの施行時期を27年度から28年度に延期)

施行期日(予定)

公布日。ただし、医療法関係は平成26年10月以降、介護保険法関係は平成27年4月以降など、順次施行。

2. 第6期計画における施設整備及び介護保険料設定について

(1) 第6期計画における施設整備方針策定への課題

① 施設整備量と保険料負担のバランス

- 施設・居住系サービスは在宅系サービスに比べて保険料に与える影響が大きい。
- 高齢者実態調査においては、これ以上の保険料の増額は抑えることを望む声が多い。

② 施設入所待機者をどう考えるのか。 ⇒ 一方でニーズに応じた施設整備も必要。

- 入所待機者状況をより正確に把握する必要がある。

⇒⇒⇒今後においては、以上の点を踏まえ、より詳細な人口推計や要介護認定者数の推計、及び入所待機者状況や保険料への影響額の精査等を行いながら、整備する施設の種別・規模・数量等を検討していくこととなる。

【参考】施設系サービスと在宅系サービスの費用額(平成26年3月利用分)

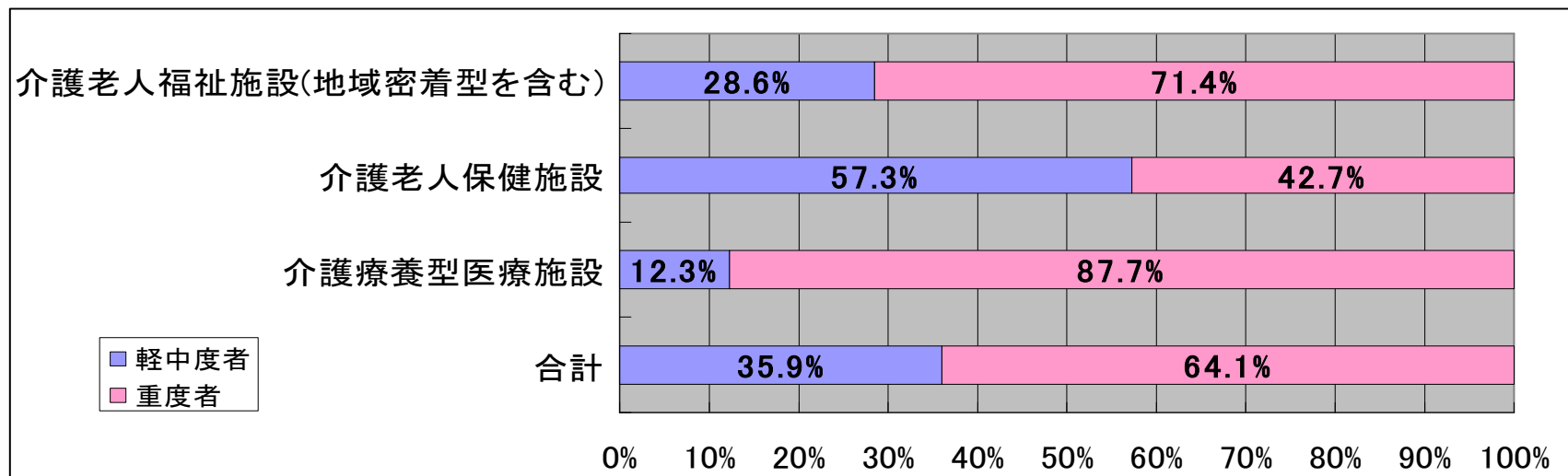
利用者一人当たり給付額

(単位：円)

在宅系	101,013
施設系（特養・老健・介護療養型）	301,639
居住系（グループホーム・特定施設）	224,956
全体	146,748

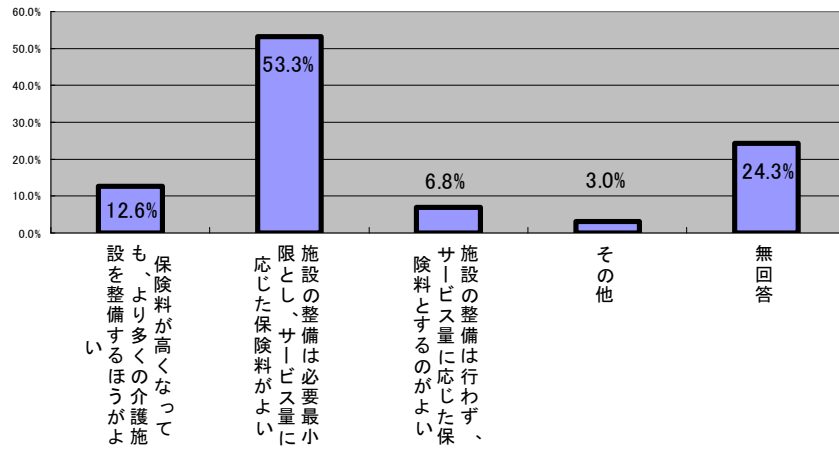
【参考】各施設別の平均要介護度等の状況

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	平均 要介護度
施設系	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	0	0	7	44	142	250	324	767	4.10
		0.0%	0.0%	0.9%	5.7%	18.5%	32.6%	42.2%	100.0%	
	地域密着型介護老人福祉施設 (小規模特別養護老人ホーム)	0	0	6	19	82	90	85	282	3.81
		0.0%	0.0%	2.1%	6.7%	29.1%	31.9%	30.1%	100.0%	
	介護老人保健施設	0	0	74	124	180	173	109	660	3.18
	0.0%	0.0%	11.2%	18.8%	27.3%	26.2%	16.5%	100.0%		
介護療養型医療施設	0	0	2	13	18	67	169	269	4.44	
	0.0%	0.0%	0.7%	4.8%	6.7%	24.9%	62.8%	100.0%		
合計	0	0	83	181	340	490	602	1,696	3.79	
	0.0%	0.0%	4.9%	10.7%	20.0%	28.9%	35.5%	100.0%		
居住系	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	0	1	104	191	207	174	114	791	3.00
		0.0%	0.1%	13.1%	24.1%	26.2%	22.0%	14.4%	100.0%	
	特定施設入居者生活介護	25	17	95	88	79	47	35	386	2.26
		6.5%	4.4%	24.6%	22.8%	20.5%	12.2%	9.1%	100.0%	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
合計	25	18	199	279	286	221	149	1,177	2.76	
	2.1%	1.5%	16.9%	23.7%	24.3%	18.8%	12.7%	100.0%		

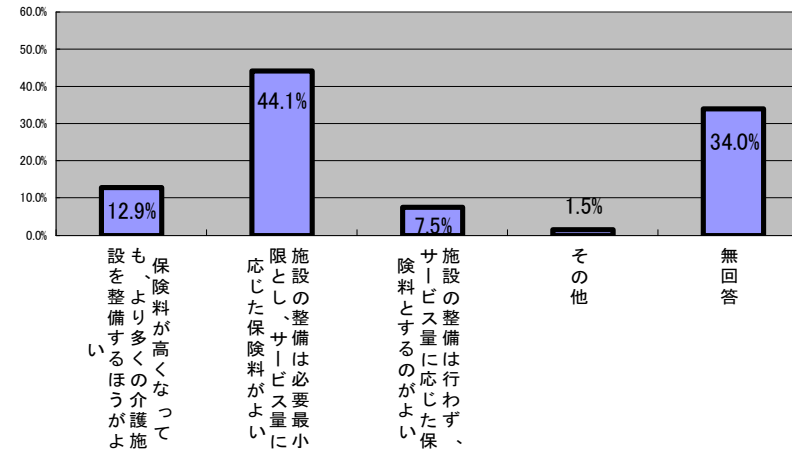


【参考】久留米市高齢者実態調査における、サービスの充実と介護保険料のバランスへの回答結果

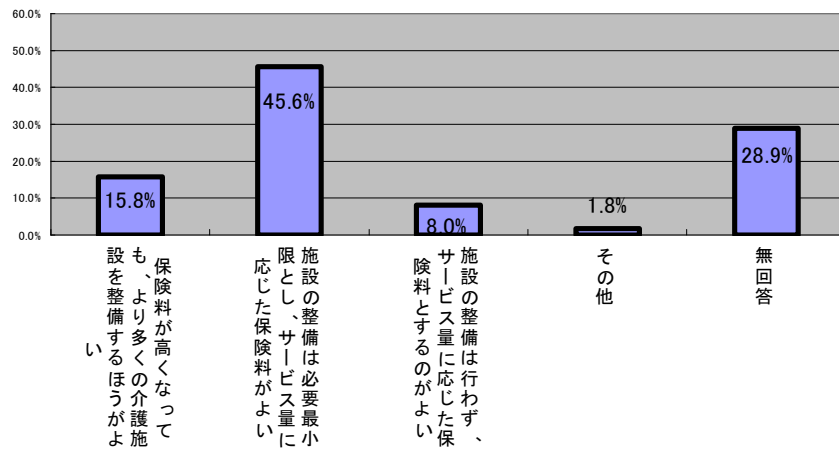
一般高齢者



要支援者



要介護者



【参考】久留米市の特養申込み待機者の状況(平成25年10月1日を基準日とした福岡県による調査結果)

申込者数合計	849人
--------	------

※福岡県内の各施設から提出された調査票を集約し、死亡、重複、転出、特養入所者、認定切れを整理した数。

○申込み時の住居(内訳)

○要介護度(内訳)

申込み時の居住	人数	比率
自宅	327	38.52%
介護老人保健施設	139	16.37%
介護療養型医療施設	21	2.47%
特別養護老人ホーム	13	1.53%
養護老人ホーム	1	0.12%
軽費老人ホーム(ケアハウス)	10	1.18%
グループホーム	96	11.31%
生活支援ハウス	4	0.47%
一般病院(医療療養病床を含む)	177	20.85%
有料老人ホーム	31	3.65%
サービス付き高齢者向け住宅	6	0.71%
その他・不明	24	2.83%
合計	849	100.00%

要介護度	人数	比率
要介護 1	87	10.25%
要介護 2	181	21.32%
要介護 3	220	25.91%
要介護 4	190	22.38%
要介護 5	171	20.14%
合計	849	100.00%

(2)第6期における介護保険料設定への流れ

第6期の介護報酬改定その他、現時点では次のような増減要因が考えられる。

【増要因】

- 高齢化の進行に伴う、要介護認定者の増大。
- 施設待機者への対応 ⇒ 施設サービスは在宅サービスより1人当たり費用額が大きい。

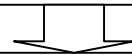
【減要因】

介護給付費準備基金の充当。

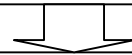
※基金現在高：約12.1億円（25年度末）⇒そのうち第5期計画において9.7億円の基金取り崩しを計上

⇒⇒⇒今後においては、上記要因影響額の推計を行いながら、以下の手順で保険料設定を行って行く事となるが、高齢者の負担能力の差とそのバランスに配慮した保険料の所得段階区分設定や保険料最高段階（現行、基準額の2倍）の取扱い等が課題と考えられる。

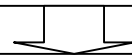
1. 人口推計・要介護認定者数推計やこれまでの給付額の推移等に基づくサービス量推計、及び報酬改定、今後の施設整備量等を考慮した介護保険事業に要する費用見込み額の算出（第6期の3年間分）



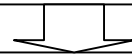
2. 上記見込みのうち、第1号被保険者の保険料収納必要額を算出



3. 保険料の所得段階区分や各段階の基準額に対する割合を決定



4. 保険料基準額の算定



5. 所得段階区分毎の保険料額の決定